



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年3月16日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県電子計算機のデータ入力業務委託一式

(2) 役務の特質

電子計算機の処理に係るデータ入力業務

(3) 履行期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(4) 入札方法

数字、英字、カナ文字及び漢字の入力文字種別ごとの1文字当たりの単価(小数点以下第2位まで)並びに1文字平均単価(小数点以下第4位まで)について行います。1文字平均単価の算出は、入札説明書によります。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された数字、英字、カナ文字及び漢字の入力文字種別ごとの1文字当たりの単価に、それぞれ当該単価の100分の5に相当する額を加算した単価をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った単価の105分の100に相当する単価を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県企画局情報政策課

電話 026(235)7071

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 郵送(書留郵便又は配達記録郵便に限る。)による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限

平成18年3月27日 午後5時まで

イ 提出場所

長野市大字南長野字幅下692-2

(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県企画局情報政策課

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年3月28日 午後2時

イ 場所 長野県庁 西庁舎402号会議室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

要します。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、1文字平均単価の最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 入札に当たっての留意事項

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、平成18年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

情報政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年3月16日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

県税諸通知はがき処理業務委託一式

(2) 役務の特質

印刷された帳票のはがき化処理

(3) 履行期間

平成18年4月3日から平成19年3月31日まで

(4) 入札方法

はがき化処理1枚当たりの単価(小数点以下第2位まで)について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された単価に当該単価の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積額の105分の100に相当する単価を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者としてします。

税 務 課

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県総務部税務課
電話 026(235)7052
- 4 入札手続等
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成18年3月29日 午後1時30分
イ 場所 長野県庁 西庁舎106号会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年3月27日までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
- (1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で議決され、平成18年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。
- (2) 詳細は、入札説明書及び調達仕様書によります。

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年3月16日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

介護サービス情報公表システムハウジングサービス業務委託

(2) 役務の性質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2(郵便番号 380-8570)

長野県社会部高齢福祉課

電話番号 026(235)7121

4 入札手続等

(1) 契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年3月29日 午後3時

ただし、本契約に係る予算の議決が3月29日以降になった場合は、その議決のあった日の翌日(その日が土曜日又は日曜日に当たるときは、その日の直後の月曜日)の午後3時とします。

イ 場所 長野県庁 西庁舎4階402号会議室

(3) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当

する場合は、納付する必要はありません。

(4) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(6) 契約書作成の要否

必要とします。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、平成18年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

高齢福祉課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年3月16日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成18年3月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人遺言・成年後見普及センター長野

3 代表者の氏名

白鳥昭夫

4 主たる事務所の所在地

長野県佐久市長土呂427番地27

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や認知症の方々に対して、次の2つに関する事業を行い、広く公益に貢献することを目的とする。

(1) 遺言がないことによる相続争いを防ぐため、相続や遺言に係る正しい知識及び利用の方法などを普及させること。

(2) 高齢者や認知症の方々の財産管理などを目的とする、成年後見制度に係る知識及びその利用の方法などを普及させること。

生活文化課NPO活動推進室

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号の事由による牟礼土地改良区の解散を、平成18年3月10日認可しました。

平成18年3月16日

長野県知事 田中康夫

土地改良課

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定により、次の土地区画整理事業の事業計画の変更を認可しました。

平成18年3月16日

長野県知事 田中康夫

1 土地区画整理事業の名称

佐久市猿久保土地区画整理事業

2 事務所の所在地

佐久市大字中込3056番地 佐久市役所都市計画課内

3 施行認可の年月日

平成16年3月9日

4 変更認可の年月日

平成18年3月10日

都市計画課

公告

長野市による牛島地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成18年3月16日

長野県長野地方事務所長 堀内清司

1 縦覧に供する書類

(1) 土地改良事業計画書の写し

(2) 条例の写し

2 縦覧の期間

平成18年3月17日から4月14日まで

3 縦覧の場所

長野市役所

土地改良課

公告

埴科郡坂城町による仲田地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成18年3月16日

長野県長野地方事務所長 堀内清司

1 縦覧に供する書類

(1) 土地改良事業計画書の写し

(2) 条例の写し

2 縦覧の期間

平成18年3月17日から4月14日まで

3 縦覧の場所

埴科郡坂城町役場

土地改良課

公告

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

平成18年3月16日

長野県公安委員会

1 検定を行う警備業務の種別並びに検定の実施期日及び場所

種別	実施期日	時間	場所
貴重品運搬警備業務(2級)	平成18年6月18日(日)	午前8時30分から午後5時まで	塩尻市大字宗賀桔ヶ原73番地116 中南信運転免許センター

2 検定の方法

学科試験及び実技試験

3 試験の区分

種別	区分	科目
貴重品運搬警備業務(2級)	学科試験	警備業務に関する基本的な事項 法令に関すること。 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
	実技試験	貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(注) 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員

5 受検定員

種別	定員
貴重品運搬警備業務(2級)	30人

(注) 上記定員になり次第、事前申込みの受付期間内であっても受付を締め切ります。

6 受検の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 検定を受けようとする者は、(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課(受付専用電話026(233)0108)に事前申込みを行い、検定受理番号を取

得してください。

(4) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(ウ) 電話1本につき1人の受付とします。

イ 受付期間

平成18年4月10日(月)から4月21日(金)まで(受付時間は午前9時から午後5時まで)とします。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。

(2) 検定申請書の提出

検定受理番号を取得した者は、住所地(検定を受けようとする者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署に、検定受理番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、平成18年5月18日(木)までに提出してください。

ア 長野県内に居住する場合にあっては、住所地を疎明する書面(住民票の写し(外国人にあっては、外国人登録証明書の写し)等)

イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあっては、当該営業所に属することを疎明する書面(営業所所属証明書)

ウ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(貼付せずに提出) 2枚

エ 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 検定手数料

検定手数料(1万6,000円)は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

7 その他

(1) 検定申請書は、長野県内の警察署(生活安全課又は生活安全・刑事課)で交付するほか、長野県警察本部ホームページ(<http://www.pref.nagano.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。

(2) の検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課(電話026-233-0110 内線3047)に問い合わせてください。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成16年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、長野県知事及び長野県議会議長から次のとおり通知がありましたので、同項の規定により、これを公表します。

平成18年3月16日

長野県監査委員 丸山勝司
同 樽川通子
同 東方久男
同 高橋宏

17観物第9号

平成18年（2006年）2月17日

長野県監査委員 様

長野県知事 田中康夫

平成16年度包括外部監査に係る措置について（通知）

平成17年3月17日付けで包括外部監査人安井洸治氏から提出のあった、平成16年度包括外部監査の結果に関する報告（及び監査の結果に関する報告に添えて提出する意見）に基づき、下記のとおり講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により通知します。

記

1 監査の対象となった事件名

社団法人信州・長野県観光協会の財務事務の執行について

2 措置の内容

事	項	監査結果（要旨）	措置の内容
(1) 事業に共通する事項	ア 月次決算について（指摘）	施設事業において、平成16年2月度、同3月度の試算表の出力したものが保存されていないもの、観光振興事業及び宿舎事業において、試算表はあるが、承認の履歴のないものがあったので、規程の運用を遵守し、承認の履歴を残す必要がある。	観光振興事業会計、施設事業会計及び国民宿舎会計の試算表は事務局長の決裁を受けて承認の履歴を保存するように平成16年4月から改善した。
	イ 金融機関残高と帳簿残高との突合について（指摘）	毎月の預金残高証明書の実合は、金融機関からの資料で突合履歴を残し、預金残高証明書は年数回、消込・突合印を押すなど経理規程を見直し、効率的な業務の見直しが必要である。	平成16年9月から毎月末の残高照合は、通帳と預金先発行の日計報告書により突合を行いその履歴を残すこととした。
	ウ ゴルフ会員券について（指摘）	早急に名義変更をすべきである。	平成17年10月までにすべて処分した。
	エ ゴルフ会員券について（意見）	ゴルフ会員券の利活用について、利用実績等から保有するに足る合理性がないならば、処分について検討することが望まれる。	平成17年10月までにすべて処分した。
(2) 観光振興事業	ア 委託料に係る随意契約の状況について（指摘）	「長野県観光情報データベース」宿泊施設予約サービス機能追加業務契約について、給付完了検査調書が作成されていない。	平成16年9月に給付完了検査の実施について改善済みである。
		スキー王国NAGANOのポスター等に使用するランドデザインの企画・製作業務契約以下5件の観光振興事業において、準用する県財務規則の随意契約適用条項ではない不適切な条項が記載されていた。	平成16年9月に長野県財務規則を確認するとともに記載内容の誤りについて認識し、改善した。
	イ 観光事業振興助成補助金の執行状況の報告について（指摘）	観光事業振興助成補助金の各事業は当初計画と実績を比較すると大きく異なっており、県は年度末で一括して変更契約を承認している。年度末に一括して変更することは、観光事業振興助成補助金交付要綱第3に反している。	平成17年度事業から、補助金を負担金に変更した。
		スキー王国イベントにおける芸能人に対する謝金について、その他役務の科目によって支出され、県に執行状況の報告がされているが、今後は、報償費として支出し報告されるべきであり、観光事業振興助成補助金交付要綱に反している。	平成16年9月に誤りを指摘された際に誤りを認識し、改善した。

	ウ 補助金から負担金等への変更について(意見)	観光振興事業の業務の実施に当たり、観光協会は民間主導の観光プロモーションを推進している。これらを行うためには、観光協会に弾力的な運用すなわち補助金の総額の枠内で補助対象事業及び補助金の区分を超えて業務執行することを認めることが必要となる。補助金から負担金や包括補助金に改めることを検討することが望ましい。	平成17年度事業から、補助金を負担金に変更し弾力的に執行できるよう改善した。
	エ 観光振興事業の実施計画の策定について(意見)	平成15年度は観光協会が主体となった推進体制に変更したこともあり、業務の実施が当初予定したとおりに実施されていない。観光協会は、事業実施計画について、中期実施計画(信州観光振興ビジョン)に沿って実施する事業内容を明確にし、実施する必要額を正確に積算するように努めることが望まれる。	平成17年度に県に信州ブランド・観光戦略局を設置し、観光における県と協会の役割を明確にしたことで推進体制を変更している。
	オ 観光振興事業の実施内容の評価について(意見)	観光振興事業においては、観光協会が作成した事業実施計画を評価基準とするためには、観光協会が策定した事業実施計画を県が承認し、事後的に県が計画と実績を比較して評価するといった体制・仕組みを構築して、県と観光協会の役割を明確に区分することが必要である。	平成17年4月に信州ブランド・観光戦略局を設置し、観光における県と協会の役割を明確にした。 県は企画立案及び他県との誘客競争に対応すべく、信州・長野県全体の大きな観光プロモーションを実施。協会は、県のプロモーションにより動機づけされたお客様に対し、実際に信州に来ていただくための商品造成や、各市町村観光協会等と連携しながらリピート率を上げるための事業を行う。
(3) 施設事業	ア 貸付金利の決定について(意見)	施設事業の貸付金利(2.5%)は、合理的に決定されたものであることを示すために、利率決定の履歴を書面で残しておくことが望まれる。	今後変更が生じた際には、その根拠等の履歴を書面で残すこととした。
	イ 観光協会のコントロールの徹底について(意見)	観光協会は、施設事業を実施するにあたり金額面での効果が想定し難くとも、例えば観光客の増加見込等できるだけ詳細かつ具体的に言及したものであり計画を事前評価する必要がある。また、観光協会は完成後の施設の計画と実績の対比を行っておらず、投資効果としての観光振興効果の有効性が検討されていない。少なくとも建造施設の利用期間中は計画段階の観光振興効果が現れているか、資料の提供・分析等を要求することが望まれる。	今年度より採択基準を明確にし、協会内に審査委員会を設け、申請事業について事前評価を行うよう改善した。
	ウ その他検討を要する事項(意見)	入札の透明性の確保を図るため、観光協会のホームページの利用や、国の外郭団体が運営する電子入札システムの利用などを検討し、入札の公平性、競争性の確保について検討することが望まれる。 用地事業引当金は、正味財産増減計算書での負債減少扱いとするなど、早急に取り崩すことが望まれる。	平成17年度事業から改善済みである。県に準じ、事業の内容により一般競争入札等で発注するようにした。 用地事業引当金は取り崩したうえで平成16年度決算で処理し、総会において承認されている。
(4) 国民宿舎事業	ア 委託料に係る随意契約の状況について(指摘)	高瀬分譲地温泉管理業務契約について完了検査における監督職員の立会が実施されていない。	平成16年3月から実施している。 (国民宿舎軽井沢高原荘は平成17年9月30日をもって閉鎖した)
		自動扉開閉装置保守点検整備業務委託、衛生害虫駆除防除業務契約、建築物環境衛生管理業務契約について契約の自動更新が行われており、観光協会経理規程で準用する財務規則及び地方自治法第234条の3に反する。	平成17年度から長野県財務規則を遵守するように徹底し、改善した。 (国民宿舎軽井沢高原荘は平成17年9月30日をもって閉鎖した)
		自動扉開閉装置保守点検整備業務委託、衛生害虫駆除防除業務契約については、随意契約の相手先選定理由が明記されていない。	平成17年度の委託契約から起案、決裁において担当者及び所長が確認を行うこととした。 (国民宿舎軽井沢高原荘は平成17年9月30日をもって閉鎖した)
	イ 固定資産管理について(意見)	年に1回は現物と帳簿上の数量を突合し、差異の有る場合はその原因分析が望まれる。	平成16年度末から実施している。 (国民宿舎軽井沢高原荘は平成17年9月30日をもって閉鎖した)
ウ 事業見直しの検討について(意見)	国の「民間と競合する公的施設の改革について」の方針及び類似観光施設の廃止により、高原荘の事業目的は達成されていると考えられ、また、恒常的な赤字や投下資本の回収可	平成17年7月7日の総会において、閉鎖することが決定され、9月30日に閉鎖した。 施設は老朽化しているため、解体を行い、平成17年度中に敷地を軽井沢町に返還する。	

能性の乏しい状況等から早い時期に廃止し若しくは地元市町村への譲渡等の検討が望まれる。

17職サ第196号

平成18年(2006年) 2月9日

長野県監査委員 様

長野県知事 田中康夫

平成16年度包括外部監査に係る措置について(通知)

平成17年3月17日付けで包括外部監査人安井洸治氏から提出のあった、平成16年度包括外部監査の結果に関する報告(及び監査の結果に関する報告に添えて提出する意見)に基づき、下記のとおり講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により通知します。

記

1 監査の対象となった事件名

芸術文化振興事業に係る公の施設の管理について

2 措置の内容

事	項	監査結果(要旨)	措置の内容
(1) 全般的事項	ア 人件費(意見)	職員宿舍の賃貸料が、通常支払うべき使用料より低廉な場合にはその差額について所得税の課税対象となるとされており、その判定は家屋や土地の固定資産税の課税標準額を基準に行われる。所得税の課税の有無の確認が必要であることから、県においては、固定資産税の課税標準額相当額の算出方法等について、税務当局に照会しながら検討していく必要があると思われる。	県の職員宿舍は固定資産税の課税標準額が算定されていないため、それに替わる「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する基準」(管財課保有)を調査し、県内の宿舍の比較状況を算出した結果、所得税基本通達による低廉な場合には該当しなかった。 今後は、毎年この比較を実施し、所得税の対象が見込まれる場合は、税額の確定等について税務当局と協議を行っていく。

17生第289号

平成18年(2006年) 2月6日

長野県監査委員 様

長野県知事 田中康夫

平成16年度包括外部監査に係る措置について(通知)

平成17年3月17日付けで包括外部監査人安井洸治氏から提出のあった、平成16年度包括外部監査の結果に関する報告(及び監査の結果に関する報告に添えて提出する意見)に基づき、下記のとおり講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により通知します。

記

1 監査の対象となった事件名

芸術文化振興事業に係る公の施設の管理について

2 措置の内容

事	項	監査結果(要旨)	措置の内容
(1) 全般的事項	ア 法令、寄附行為への準拠状況(指摘)	資産の総額の登記が事業団設立当初の基本財産額のままとなっており、毎事業年度の変更登記がなされていない。今後は決算確定後遅滞なく登記を行う必要がある。	平成16年度の決算確定後、変更登記を行った。
	イ 県の委託費(意見)	県と事業団の委託契約においては、事業団が自主事業を行うことも含めて委託しているとのことであるが、事業団の自主事業分に関する人件費まで県が委託料を支払う必要があるのかどうか契約書上不明確である。今後も同様の委託契約を締結するのであれば、少なくともその旨契約書上で明確に定める必要がある。	平成17年から委託契約書において、委託事務の範囲に「文化芸術の振興に資する事業の実施に関すること」を追加し、人件費が委託料に含まれることを明確にした。
		文化事業は事業団だけが担うものではなく、県民や諸団体が同様の事業を提供する場合も有り得る。事業団が自主事業を行う場合のみ人件費を含めて県側が負担するのは、公平を欠くため、今後は当該負担の見直しについても検討が必要である。	文化施設の管理委託と一体となった文化事業に係る人件費を負担しており、人件費の有効性の面からも、公平性を欠くものと考えていない。
(2) 県立文化会館	ア 使用料について(意見)	使用料の決定に際しては、参考とした全国公立文化会館の単純平均ではなく、個々に特殊性を分析する必要があると考える。また、	各会館の運営コストを計算した結果、運営管理費の赤字分を利用者に転嫁した場合、3館平均で使用料を約4.5倍値上げする必要がある。

	<p>行政サービスに対する受益者負担のあり方を考える上でも、現状は把握が必要である。各会館毎の損益を把握することが望ましい。</p> <p>各会館の年間の使用料の把握は実際歳入額ベースであるが、使用料減免額を集計すれば各会館の潜在的な使用料獲得能力が把握でき、今後の管理活動に役立つと考えられる。また、サイトウ・キネン・フェスティバル松本の使用料減免額は公開されていないため県の貢献度総額が県民に説明されていないことになる。これについてもパンフレット、ホームページ等による開示が考えられる。</p>	<p>ある。 使用料の設定については、県民の公平な利用及び芸術文化の振興の観点からも、使用料は類似施設と同程度とすることはやむを得ないと考える。</p> <p>平成17年度から各会館の過去3年間の減免件数及び減免額の実績を県のホームページに掲載し、県の文化活動に対する支援を予算の支出以外の形でも行っていることを公表している。</p>
イ 委託料について (意見)	<p>1者指名を継続することは、経済性、透明性の観点から極力排除していくことが望ましいと考える。また、過去から継続していることのみを理由として1者指名による随意契約を継続しているケースについては、他の業者への委託が不可能かを定期的に検討していくことが必要と考える。</p> <p>伊那文化会館のプラネタリウムの入場料金収入とソフト委託経費を比較すると、回収率は非常に小さいものとなっている。教育施設としての意義を踏まえて、委託の効果を評価していくことが必要であると考えられる。また、利用者増加に向け、委託時における入場者の目標の設定とそれに向けた対応などを明確にすべきと考える。</p> <p>松本文化会館の指名競争入札にあたり設計図書を事前に閲覧させているが、その際に閲覧簿を作成しており閲覧した指名業者はそこに署名していくことになっている。当該閲覧簿を見ると他の指名業者がすべて明らかになってしまい、談合が行われるリスクがないとはいえない。指名業者が閲覧にきたかどうかは別の方法で管理し、指名業者がわかってしまうような方法は避けるのが望ましい。</p> <p>事業団では県のような広報の方法がないため実務上難しいとの理由で一般競争入札を実施していない。しかし、事業団のホームページの利用や、可能であれば県への入札業務の委託、国の外郭団体が運営する低コストの電子入札システムの利用などを検討し、入札の公平性、競争性をより一層確保するため一般競争入札を行うことを検討することが望ましい。</p>	<p>平成17年度から予定価格が100万円以上の再委託業務は、原則として一般競争入札とした。また、前年度の委託費1億9,669万円に対し、3館で1,217万円(対前年比6.2%減)の経費削減が図られた。</p> <p>管内市町村教育委員会、小中学校教諭に向けた試写会を実施するとともに、小中学校を随時訪問するなど利用者の増加に努めている。また、18年度以降、ソフト委託経費の見直しや番組据付業務の一部を館で実施することなどにより、17年度契約額に比較し、約130万円の経費節減を図る。</p> <p>閲覧簿は廃止し、名刺等の提出による確認の方法に変更した。</p> <p>平成17年度から予定価格が100万円以上の再委託業務は、原則として一般競争入札とし、事業団及び県ホームページで周知に努めた。また、前年度の委託費1億9,669万円に対し、3館で1,217万円(対前年比6.2%減)の経費節減が図られた。</p>
ウ 固定資産について (意見)	<p>委託契約書第3条第3項に規定する現物実査が実施されていないので、備品に管理番号を付したラベル等を貼付し、最新の受託財産台帳(備品)により早急に実施すべきである。また、県は県民財産の管理責任者として、事業団に資産の管理を指導すべきである。</p> <p>県民文化会館及び松本文化会館においては、受託財産台帳(備品)の記載漏れ等があるので、保管場所に正確かつ網羅的な管理台帳を備え置くための業務処理手続を検討すべきである。</p> <p>各文化会館は開館後かなりの年数が経過しており、施設・備品の老朽化が進んでいる。また、デジタル化への対応も必要である。県は、全文化会館の長期的な修繕計画を策定・公開し県民の理解を得る必要がある。</p> <p>各文化会館で保管されている受託財産台帳(備品)がいつ現在の明細か不明であるので、作成日を明示すべきである。</p>	<p>平成17年4月に備品の現物実査と併せ、備品管理ラベルを貼付した。 今後は、定期的に現物実査を求める通知を发出するとともに、確認者及び実施結果を書面にて報告を求めるなど、適正な資産管理を徹底する。</p> <p>平成17年2月に受託財産台帳を整備するとともに、業務処理の手続きを示した。</p> <p>各会館の施設等の状況を調査し、平成18年度から平成22年度までの長期の修繕計画を策定した。</p> <p>平成17年2月に受託財産台帳に作成日を明示した。</p>